

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
の翌日
当たると
する)

目 次

◇規 則 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)

公布された規則のあらまし

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

- 一 営業の許可に関する手続について、次に掲げる書式の整備を行うこととした。
(第十二条、第十三条の二、様式第七号、様式第八号関係)
- 1 営業の許可の申請書
- 2 許可営業者の地位の承継の届出書
- 二 牛乳等の保存方法の承認の申請並びにかんすい及びタール色素の製剤の検査に関する規定を削除することとした。(第三条、第五条関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 一に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十九号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(法第五条第一項ただし書の当該職員)

第二条 法第五条第一項ただし書の当該職員は、獣畜に係るものにあつてはと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十五条第一項に規定すると畜検査員とし、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)第三十一条に規定する食鳥検査員とする。

第三条第一項を削り、同条第二項中「別表第二号(五)の(5)ただし書」を「別表の二の(五)の(8)ただし書」に改め、同項を同条とする。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第八条中「保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例」を「保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例」に改める。

第十二条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条中第二項を

削り、第三項を第二項とする。

第十三条第一項中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条第三項中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地位の承継の届出)

第十三条の二 省令第二十條の二第一項及び第二十條の三第一項の届出書は、様式第十号によるものとする。

2 知事は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出者に対し、許可証を書換えを交付しなければならない。

第十四条の見出し中「申請事項」を「申請事項等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号 削除

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号 (第3条関係)」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号 (第4条関係)」に改める。

小分け容器の 配合重量	
----------------	--

内容量別個数		「	小分け容器の内容量別個数	」
パーセント		を		」

に改める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号 (第4条、第6条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号 (第6条関係)」に改める。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号 (第9条関係)」に改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号 (第12条関係)

営業許可申請書 (新規・継続)

収入証紙
はり付け欄

食品衛生法第21条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所 (法人の場合は、所在地)

郵便番号 □□□□-□□

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

㊦

記

年 月 日生

営業所の所在地	電話番号
営業所の名称等	
施設設備の概要	別紙のとおり
許可番号及びその年月日	営業の種類
1	
2	
3	
4	
5	
申請者の資格事項	
(1) 食品衛生法又はこの法律に基づく処分を違反して刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
(2) 食品衛生法第22条から第24条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと。	

添付書類

(1) 新規営業の場合は、営業所付近100メートル以内の見取図、営業設備の構造を記載した図面及び申請者が法人の場合は、定款の写し

(2) 井戸水又は自家用水道を使用する場合は、その水質検査成績書の写し

注 (1) 「許可番号及びその年月日」欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可の番号及びその年月日を記載すること。

(2) 「申請者の資格事項」欄は、法人にあつてはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。

様式第八号を削る。

様式第九号中「様式第九号」を「様式第九号(第13条関係)」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第十号中「様式第十号」を「様式第十号(第13条関係)」に改め、同様式を様式第九号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第十号(第13条の2関係)

相続(合併)による営業者の地位の承継届
職 氏 名 殿

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第21条の2第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)
郵便番号 □□□□-□□
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

㊦

年 月 日生

被相続人との続柄
記

被相続人の氏名及び住所 (合併の場合は、合併により消滅した法人の名称、所在地及び代表者の氏名)	
相続開始の年月日 (合併の場合は、合併の年月日)	
営業所所在地	
営業の種類	

現に受けている営業許可の番号及びその年月日

添付書類

- (1) 戸籍謄本(合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本)
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 現に受けている営業許可証

様式第十一号中「様式第十一号」を「様式第十一号(第14条関係)」に、「営業許可申請事項変更届」を「営業許可申請(営業者の地位の承継届出)事項変更届」に、「営業の許可の申請事項」を「営業の許可の申請(営業者の地位の承継届出)事項」に改め、様式第十一号中「様式第十二号」を「様式第十二号(第15条関係)」に改め、

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則第十二条に規定する申請書については、平成九年三月三十一日までの間に限り、この規則による改正前の食品衛生法施行細則第十二条に規定する申請書によるものが認められる。